

#570

1/4

番号 00949

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日		初度登録年月		車台番号																					
平成27年9月8日		平成11年9月		TR551-0833																							
名						型		式		原動機の型式																	
タダノ						[153] TR551				P.F.6																	
所有者の氏名又は名称																											
所有者の住所																											
自動車の種別																											
大型特殊						乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量															
ボイール・クレーン [072]						1人		-kg		37660kg		37715kg															
総排気量又は定格出力						燃料の種別		型式指定番号		類別区分番号		長さ		幅		高さ		前前軸重		前後軸重		後前軸重		後後軸重			
12.50						軽油								1185cm		296cm		374cm		18840kg		-kg		-kg		18820kg	
有効期間の満了する日						平成27年8月15日																					
備考														及び運転者席には、接地圧を表示すること。 [095] 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。 [その他検査事項] (1) 一般道路の走行は、作業場間の回送時に限る。 以下余白													
【なにわ】、一時抹消登録 自動車重量税 非課税 【走行距離計表示値】 9,400.0km (平成25年8月16日) 【旧走行距離計表示値】 7,900.0km (平成23年8月12日) *保安基準緩和*【認定年月日】平成7年5月19日【近畿運輸局】 3368【緩和事項】 [002] 幅, [004] 車両総重量, [005] 軸重, [006] 輪荷重, [009] 接地圧, [056] 隣接軸重, [098] 一括緩和【制限事項】 [002] 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。 [004] 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。 [005] 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。 [006] 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。 [008] 自動車の後面																											

登録識別情報



1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)

2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

裏面をこぎ下さい

日 付	記 事 欄	検査者印
27年 8月14日	性能検査実施 シマブンクレーン検査(株)兵庫事務所 くいの点検き作業なし 異常を認めない	(高田) SBC
29年 8月16日	性能検査実施 シマブンクレーン検査(株)大阪事務所 異常を認めない	(高田) SBC
令和元 8月17日	性能検査実施 シマブンクレーン検査(株)関西事務所 異常を認めない	(高田) SBC
3年 8月13日	性能検査実施 シマブンクレーン検査(株)関西事務所 異常を認めない	(北山) SBC
5年 8月12日	性能検査実施 シマブンクレーン検査(株)関西事務所 異常を認めない	(北山) SBC
年 日		
月 日		
年 日		
月 日		
年 日		
月 日		
年 日		
月 日		
年 日		
月 日		
年 日		

3/4

第 50561 号 移動式クレーン検査証			
製造検査又は 使用検査申請 者名及び住所		高松市新田町甲34番地 株式会社 タダノ 取締役社長 多田野 榮	
設 置 地			
事業の名称			
種類及び型式		ジブが伸縮する ホイールクレーン TR-500M 型	
つり上げ荷重		50.00 t	
製造検査又は使用 検査の刻印番号		香50561	
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
11年 9月17日から 13年 9月16日まで	(高田)	19年 9月17日から 21年 9月16日まで	(高田)
13年 9月17日から 15年 9月16日まで	(高田)	21年 9月17日から 23年 9月16日まで	(高田)
15年 9月17日から 17年 9月16日まで	(高田)	23年 9月17日から 25年 9月16日まで	(高田)
17年 9月17日から 19年 9月16日まで	(高田)	25年 9月17日から 27年 9月16日まで	(高田)
平成 11 年 9 月 17 日			
香川労働基準局長 印			

株式会社 山田 車輜

第50561号 (

)検査証(続紙)

有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
27年9月17日から 29年9月16日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
29年9月17日から 31年9月16日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
令和3年9月17日から 令和3年9月16日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
3年9月17日から 5年9月16日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
5年9月17日から 7年9月16日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	

(移 動 式 ク レ ーン) 設 置 報 告 書

事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地			
設 置 地			
種類及び型式	シブが伸縮するホイールクレーン TR-500M		
つり上げ荷重	50.00 t	設置予定年月日	平成11年10月14日
製造者名	株式会社 タタ	製造年月日	平成11年9月17日

平成 11 年 10 月 14 日

報告者 氏名

印

労働基準監督署長 殿

備 考

1. 表題の () 内には、クレーン、又は、移動式クレーンの別を記入すること。
2. 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類（中分類）による分類を記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

